

富山県農林水産部所管建設工事に係る 余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、富山県農林水産部の所管に係る建設工事において、かんがい期や厳冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する余裕期間制度（以下「発注者指定方式」という。）の試行に関し、農林水産部所管建設工事事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語は、事務取扱要領で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に現場において工事に着手する日をいう。
- (2) 工事の終期 工事の完成期限をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（試行対象工事）

第3条 発注者指定方式の試行対象となる工事は、次に該当する工事で、かつ、出先機関の長（本庁においては、事業主管課長）が必要と認めるものとする。ただし、設計変更又は工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事については、この限りでない。

- (1) 余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ災害復旧工事ではないもの。

（工事の始期）

第4条 工事の始期は、原則として契約締結日の翌日から180日以内とする。

現場条件等により、この期間を超えて余裕期間を設定する必要がある時は、発注者はその理由を整理するものとする。

- 2 発注者は、工事の始期をあらかじめ定め、指名通知又は入札公告時にこれを入札参加者に対し、明示するものとする。
- 3 契約の締結後、やむを得ない事由により工事の始期または終期の変更が必要となっ

た場合は、受発注者間の協議のうえ、変更することができる。なお、工事の終期の期限の変更手続きは、事務取扱要領の規定により行うものとする。

（工事の始期前の取扱い）

第5条 受注者は、余裕期間の間は、工事（現場事務所の設置、測量、工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の提出など（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

2 余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。

3 受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第6条 発注者指定方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書（様式第9号の4又は様式第9号の5）に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

(2) 受注者は、富山県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）の規定にかかわらず、工事の始期に工程表（様式第45号）を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。

(3) 受注者は、事務取扱要領の規定にかかわらず、工事の始期に現場代理人等届（様式第46号の1の①又は様式第46号の1の②）を発注者に提出するものとする。

(4) 受注者は、特別仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。

(5) 受注者は、特別仕様書に基づき、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

(6) 受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(7) 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、契約約款の規定にかかわらず、工事の始期に施工体制台帳（様式第50号）の写し及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第51号）の写しを提出するものとする。ただし、施工体制台帳の写しについては、工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術（建設キャリアアップシステム）を利用する方法により確認することができる措置を講じている場合、提出を不要とする。

(8) 契約保証の期間は、契約締結日から全体工期の末日までとする。

(9) 受注者は、特別仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

(事務処理要領)

第7条 事務手続については、次のとおりとする。なお、別添「余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事における事務手続フロー」も参考にすること。

(1) 手続1（設計書作成担当者）

ア 「工事施行伺」及び「金抜き設計書」の余白に「余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事」と朱書きで明示することとする。

イ 特別仕様書には次のとおり記載することとする。

第〇条 余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事

- 1 本工事は、かんがい期や厳冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する余裕期間制度（発注者指定方式）の試行工事である。本試行については、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領及び特別仕様書に基づき実施するものとする。
- 2 工事の始期は、〇年〇月〇日とする。
- 3 受注者は、工事始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 4 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。
- 5 受注者は、工事の始期後に速やかに、退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。
- 6 低入札価格調査等により、発注者が指定する工期の始期以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を適用しないものとする。
- 7 「富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領」は、富山県農林水産部農村整備課のホームページから入手できる。

(2) 手続2（入札公告作成担当者）

ア 条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載することとする。

1 入札に付する事項	
工期 (本工事は余裕期間制度 (発注者指定方式)(注) の試行対象工事である。)	実 工 期： 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 余裕期間： 契約締結日の翌日から 〇年〇月〇日まで(※) (※) 低入札価格調査等により、発注者が指定する工期の始期以降に契約を締結することとなった場合には、余裕期間を適用しないものとする。
その他	余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事の実施にあたり、この公告に記載のないことは、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領及び特別仕様書による。

(注) 余裕期間制度（発注者指定方式）とは、かんがい期や厳冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する制度をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）。をいう。

余裕期間の間は、工事（現場事務所の設置、測量、工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の提出など（以下「準備等」という。）は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

イ 指名競争入札では、次の資料を入札情報サービスに掲載することとする。

年 月 日
余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事について
本工事は、かんがい期や厳冬期などにより工事期間や工事の始期が限定されるという施工条件のもとで、円滑な工事施工体制を確保し、発注業務の計画的な履行と平準化を図るため、全体工期内で発注者が余裕期間と実工期を指定する余裕期間制度の試行対象工事です。なお、試行工事の実施内容は下記のとおりです。
記
1 工 期 実 工 期： 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 余裕工期： 契約締結日の翌日から 〇年〇月〇日まで

2 実施基準等

試行対象工事の実施にあたっては、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（発注者指定方式）試行要領及び特別仕様書による。

3 その他

余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。

実工期とは、実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）。をいう。

余裕期間の間は、工事（現場事務所の設置、測量、工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の提出など（以下「準備等」という。）は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(3) 手続 3（受注者）

ア 受注者は、工事の始期に工程表（様式第45号）を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。

イ 受注者は、工事の始期に現場代理人等届（様式第46号の1の①又は様式第46号の1の②）を提出するものとする。

ウ 受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を提出するものとする。

エ 受注者は、受注時のコリンズ（CORINS）への登録について、工事の始期後、10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

オ 受注者は、工事の始期後速やかに、退職金制度届出書を提出するものとする。

カ 受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、工事の始期に施工体制台帳（様式第50号）の写し及び工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第51号）の写しを提出するものとする。

キ 受注者は、契約の締結後、前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

(4) 手続 4（前払金事務担当者）

前払金事務担当者は、事業管理システムの着手年月日の入力欄に、契約書に記載された実工期の開始日を工事の始期として入力するものとする。

(5) 手続 5（完成検査員）

完成検査員は、前払金の支払いがない場合、事業管理システムの着工年月日の入力欄に、契約書に記載された実工期の開始日を工事の始期として入力するものとする。

（経費の負担）

第8条 発注者指定方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附 則

この要領は、平成29年11月15日から施行し、同日以後の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月15日から施行し、同日以後の決裁にかかる工事から適用す

る。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の決裁にかかる工事から適用する。

余裕期間制度（発注者指定方式）試行対象工事における事務手続きフロー

（事例）入札日が5月17日、工期日数が120日で、余裕期間が180日の場合である。

